

## 「改正」防衛省設置法の成立に対する抗議声明

去る6月10日、国会で「改正」防衛省設置法が成立した。

この法「改正」は、防衛省内の「文官統制」を廃止し、防衛省に新たに防衛装備庁を設置するものであり、憲法9条を無視し、戦争する体制づくりを進めるものに他ならない。

まず、「文官統制」の廃止というのは、防衛大臣が制服組トップの統合幕僚長らに指示や監督を行う際、背広組の官房長や局長が「防衛大臣を補佐する」との規定を削除し、背広組の官房長や局長の役割を「(制服組の) 統合幕僚長、陸海空各幕僚長が行う補佐と相まって防衛大臣を補佐する」とする(法12条)。すなわち、制服組トップの統合幕僚長、陸海空各幕僚長らが、背広組の官房長・局長らと対等で防衛大臣を補佐することとし、制服組の統合幕僚長から直接、防衛大臣に情報を上げ、防衛大臣も各幕僚長を通じて部隊に直接指示が出せるようにするのである。さらに、この法「改正」とあわせて、自衛隊の運用についても、背広組が担ってきた「運用企画局」を廃止し、制服組主体の組織である「統合幕僚監部」に部隊運用業務を統合するという。それらは、防衛省における内局のチェック機能を弱め、制服組の声が優先する事態をもたらすこととなる。とりわけ、現在国会に提出されている安保関連法(戦争法制)により自衛隊が地球規模で派遣され、活動内容が拡大することになれば、現場の判断で踏み切った武器使用が戦闘へと拡大するなど制服組の暴走がいつそう危惧されることとなる。

他方、今回の「改正」により新たに設置される防衛装備庁は、「装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする」(法35条)。それは、防衛生産・技術基盤の維持・強化のために武器の調達を合理化するため武器の開発・生産・購入といった権限を一元化して、兵器産業基盤の育成・強化をも進めるものである。安倍政権が2013年12月に閣議決定した防衛計画の大綱及び中期防衛計画で明記されている機動的防衛力の強化のための水陸両用の車両やオスプレイなどの導入等を含め、海外でも戦争できる自衛隊の機能や装備を着々と調べようとするのが防衛装備庁となる。加えて、防衛装備庁は、「国際協力の推進」すなわち武器輸出の促進をも任務としている。2014年4月に安倍政権が「防衛装備移転三原則」を閣議決定して解禁した武器輸出を積極的に推進する役割を担うものである。

このような防衛省設置法「改正」は、戦争する体制づくりを進めるものであって、戦争を放棄し軍隊の保持を否定した憲法9条を無視するものである。とりわけ、現在国会で審議されている戦争法制とあいまって、憲法9条をないがしろにして戦争する国へと突き進むものと言わざるを得ない。

自由法曹団は、このような「改正」防衛省設置法の成立に断固抗議するとともに、戦争する国づくりを許さず、戦争法制の成立を阻止するために全力をあげるものである。

2015年6月15日

自由法曹団 団長 荒井 新二